

平成22年2月1日
日本比較政治学会 会長 眞柄秀子

日本比較政治学会

『日本比較政治学会年報』掲載論文等著作権者各位

『日本比較政治学会年報』掲載論文の著作権の一部委譲のお願い

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたび『日本比較政治学会年報』が、科学技術振興機構(JST)の「平成21年度電子アーカイブ対象誌」に選定され、第1号から第10号までのバックナンバーが電子化されることになりました。つきましては『日本比較政治学会年報』掲載の論文等についての著作権の一部委譲をお認めいただきたく存じます。

JSTの電子アーカイブ事業は、国内の学協会が発行している学術雑誌における国際発信力のさらなる強化と重要な知的資産の保存などを目的として、平成17年度から開始されました。特に重要な学術雑誌について過去の紙媒体の論文にさかのぼって創刊号から電子化(電子アーカイブ)し、JSTが運用するアーカイブサイト「Journal@rchive(ジャーナルアーカイブ)」にて全文公開しています。

電子アーカイブを行うにあたっては、著作権のうち複製権および公衆送信権が著作権者から本会へ譲渡されているか、同権利の行使について著作権者から許諾を受けていることが必要となります。つきましては、著作権のうちの複製権(著作権法第21条)と公衆送信権(同第23条)の行使に限り、著作権者から本会に委譲していただきたく存じます。著作権の種類については参考資料をご覧ください。

具体的には『日本比較政治学会年報』の第1号から第10号の掲載論文について、次の3項目を適用することをご承認いただきたく存じます。

1. 日本比較政治学会は、学術と技術の発展を目的として、該当する論文等を複製する権利と公衆送信する権利を有すること。
2. 日本比較政治学会は、学術と技術の発展を目的として、第三者に上記1と同様の権利を行使させる権利を有すること。
3. 上記の行為により収入がある場合は、この収入を本会の運営費用に充てること。

なお、上記の3項目についてご承認いただけないとお申し出があった論文等につきましては、アーカイブの対象とはしないことにいたします。ご承認いただけない著作権者または相続権をお持ちのご遺族の方は、2010(平成22)年3月31日までに、その旨を日本比較政治学会事務局宛にご連絡ください。お申し出のなかった論文等につきましては、ご承認いただけたものとして電子アーカイブ化の作業を進めさせていただきます。また、このお知らせを期限後にご覧になった著作権者からお申し出があれば、当該論文等の公開は、

それ以後の可能な限り早い時期をもって中止いたします。

なお、今回の複製権と公衆送信権の行使の委譲は「日本比較政治学会年報」に掲載された研究成果を電子公開することが目的であり、著者が研究・教育・普及等の非営利目的のために、これらに掲載された論文等を複写・引用・転載することは、これまでと同様にできることを申し添えます。

連絡先：〒169-8050 東京都新宿区西早稲田 1-6-1 早稲田大学政治経済学術院 眞柄秀子 研究室 気付 日本比較政治学会事務局 FAX：03-3204-8957 E-mail: jacp@list.waseda.jp

(参考資料) 著作権に含まれる権利の種類 論文の電子化やそのデータを保存することは複製に、電子化した論文を Web 上で不特定多数の利用者へ公開することは公衆送信にあたります。著作権法第 21 条～第 28 条 複製権：著作物を複製する権利 (第 21 条) 上演権及び演奏権：著作物を公に上演し、演奏する権利 (第 22 条) 上映権：著作物を公に上映する権利 (第 22 条の 2) 公衆送信権等：著作物を公衆に送信する (あるいは送信可能な状態にする) 権利 (第 23 条) 口述権：著作物を公に口述する権利 (第 24 条) 展示権：著作物を公に展示する権利 (第 25 条) 頒布権：映画の著作物を頒布する権利 (第 26 条) 譲渡権：著作物やその複製物を公衆に譲渡する権利 (第 26 条の 2) 貸与権：著作物をその複製物の貸与により公衆に提供する権利 (第 26 条の 3) 翻訳権・翻案権等：著作物を翻訳、翻案 (編曲等) する権利 (第 27 条) 二次的著作物の利用に関する原作者の権利：二次的著作物の利用に関し、二次的著作物の著作者が有するものと同じ種類の権利を原作者が有する権利 (第 28 条)